

私 債 権 放 棄 調 書 (総 括 表)

債 権 の 名 称 (担 当 部 署)	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ペー ジ 番 号
市営住宅使用料(産業建設部都市整備課)	2,905,587 円	12 件	1
水道料金(上下水道部上水道課)	728,388 円	183 件	2
亀山市立医療センター使用料・手数料(医療センター病院総務課)	1,050,301 円	94 件	13
合 計	4,684,276 円	289 件	

債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 市営住宅使用料
担 当 部 署 産業建設部都市整備課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	84,600 円	令和2年3月31日	平成4年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
2	371,600 円	令和2年3月31日	平成5年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
3	571,200 円	令和2年3月31日	平成6年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
4	571,200 円	令和2年3月31日	平成7年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
5	207,852 円	令和2年3月31日	平成8年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
6	105,250 円	令和2年3月31日	平成20年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
7	235,400 円	令和2年3月31日	平成21年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
8	192,600 円	令和2年3月31日	平成22年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
9	183,500 円	令和2年3月31日	平成23年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
10	190,032 円	令和2年3月31日	平成24年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
11	67,940 円	令和2年3月31日	平成19年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
12	124,413 円	令和2年3月31日	平成20年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
計	2,905,587 円					

債 権 放 棄 調 書

債権の名称 水道料金
 担当部署 上下水道部上水道課

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			備考
			債権発生日	事	由	
1	5,022 円	令和2年3月31日	平成28年1月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
2	1,715 円	令和2年3月31日	平成27年10月～平成27年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
3	540 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
4	1,175 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
5	2,635 円	令和2年3月31日	平成27年5月～平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
6	1,365 円	令和2年3月31日	平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
7	6,480 円	令和2年3月31日	平成27年10月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
8	2,160 円	令和2年3月31日	平成28年2月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
9	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
10	540 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
11	540 円	令和2年3月31日	平成27年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
12	6,480 円	令和2年3月31日	平成27年10月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
13	3,099 円	令和2年3月31日	平成27年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
14	2,903 円	令和2年3月31日	平成27年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
15	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
16	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
17	26,577 円	令和2年3月31日	平成27年6月～平成27年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
18	1,175 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
19	3,950 円	令和2年3月31日	平成24年2月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
20	7,380 円	令和2年3月31日	平成25年9月～平成25年10月 ・平成26年1月～平成26年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
21	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
22	4,163 円	令和2年3月31日	平成26年9月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
23	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
24	18,500 円	令和2年3月31日	平成27年10月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
25	6,129 円	令和2年3月31日	平成27年12月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
26	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
27	3,780 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
28	2,700 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
29	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
30	9,444 円	令和2年3月31日	平成26年10月～平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
31	9,720 円	令和2年3月31日	平成27年3月～平成27年5月・ 平成27年10月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
32	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
33	5,400 円	令和2年3月31日	平成27年10月・平成27年12月 ～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
34	2,160 円	令和2年3月31日	平成28年2月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
35	2,192 円	令和2年3月31日	平成23年8月～平成23年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
36	39,856 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
37	3,675 円	令和2年3月31日	平成21年4月～平成21年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
38	2,700 円	令和2年3月31日	平成27年12月～平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
39	8,580 円	令和2年3月31日	平成26年3月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
40	8,427 円	令和2年3月31日	平成21年7月～平成22年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
41	1,050 円	令和2年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
42	4,415 円	令和2年3月31日	平成27年10月～平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
43	3,240 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
44	3,099 円	令和2年3月31日	平成27年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
45	3,150 円	令和2年3月31日	平成20年4月～平成20年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
46	1,620 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
47	5,875 円	令和2年3月31日	平成27年10月・平成27年12月 ～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
48	10,285 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
49	2,700 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
50	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
51	10,385 円	令和2年3月31日	平成27年8月～平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
52	4,095 円	令和2年3月31日	平成27年6月～平成27年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
53	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
54	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
55	3,240 円	令和2年3月31日	平成27年6月～平成27年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
56	8,477 円	令和2年3月31日	平成27年8月～平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
57	5,940 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
58	5,940 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
59	3,240 円	令和2年3月31日	平成27年9月・平成27年11月～平成27年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
60	540 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
61	4,448 円	令和2年3月31日	平成27年9月～平成27年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
62	4,510 円	令和2年3月31日	平成27年12月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
63	1,620 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
64	5,432 円	令和2年3月31日	平成25年10月・平成26年2月～平成26年3月・平成26年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
65	1,745 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
66	2,100 円	令和2年3月31日	平成24年7月～平成24年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
67	540 円	令和2年3月31日	平成27年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
68	2,100 円	令和2年3月31日	平成24年1月～平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
69	2,252 円	令和2年3月31日	平成25年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
70	5,730 円	令和2年3月31日	平成24年2月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
71	5,400 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
72	8,925 円	令和2年3月31日	平成27年2月～平成27年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
73	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年9月～平成27年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
74	4,782 円	令和2年3月31日	平成27年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
75	540 円	令和2年3月31日	平成26年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
76	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
77	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
78	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
79	3,235 円	令和2年3月31日	平成27年5月～平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
80	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
81	5,343 円	令和2年3月31日	平成27年3月・平成27年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
82	1,620 円	令和2年3月31日	平成27年7月～平成27年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
83	1,650 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
84	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
85	1,050 円	令和2年3月31日	平成26年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
86	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
87	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年9月～平成27年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
88	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
89	5,400 円	令和2年3月31日	平成27年10月・平成27年12月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
90	1,840 円	令和2年3月31日	平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
91	8,925 円	令和2年3月31日	平成27年5月・平成27年7月～平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
92	3,780 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
93	3,875 円	令和2年3月31日	平成27年12月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
94	2,160 円	令和2年3月31日	平成26年8月～平成26年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
95	3,296 円	令和2年3月31日	平成25年9月～平成25年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
96	17,854 円	令和2年3月31日	平成25年8月～平成25年9月・平成25年12月～平成26年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
97	5,400 円	令和2年3月31日	平成27年11月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
98	1,285 円	令和2年3月31日	平成27年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
99	2,440 円	令和2年3月31日	平成24年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
100	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事	由	備考
101	24,995 円	令和2年3月31日	平成26年8月～平成27年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
102	3,240 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
103	1,080 円	令和2年3月31日	平成26年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
104	2,160 円	令和2年3月31日	平成28年2月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
105	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年12月～平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
106	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
107	540 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
108	4,384 円	令和2年3月31日	平成22年3月～平成22年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
109	3,780 円	令和2年3月31日	平成27年12月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
110	12,469 円	令和2年3月31日	平成22年7月～平成22年8月・平成23年5月～平成23年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
111	2,730 円	令和2年3月31日	平成27年9月～平成27年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
112	540 円	令和2年3月31日	平成27年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
113	4,065 円	令和2年3月31日	平成27年10月～平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
114	1,380 円	令和2年3月31日	平成27年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
115	2,224 円	令和2年3月31日	平成27年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
116	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
117	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年8月・平成27年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事	由	備考
118	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年12月・平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
119	6,480 円	令和2年3月31日	平成27年4月・平成27年6月・平成27年9月～平成27年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
120	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
121	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年10月～平成27年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
122	7,226 円	令和2年3月31日	平成25年10月～平成25年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
123	9,180 円	令和2年3月31日	平成27年1月～平成27年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
124	6,990 円	令和2年3月31日	平成26年4月・平成26年6月～平成26年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
125	5,970 円	令和2年3月31日	平成27年11月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
126	3,335 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
127	6,480 円	令和2年3月31日	平成27年9月～平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
128	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
129	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年6月～平成27年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
130	4,320 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
131	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
132	4,320 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
133	2,825 円	令和2年3月31日	平成28年2月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
134	3,240 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事	由	備考
135	1,620 円	令和2年3月31日	平成27年12月～平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
136	2,540 円	令和2年3月31日	平成28年2月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
137	7,971 円	令和2年3月31日	平成26年6月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
138	540 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
139	5,940 円	令和2年3月31日	平成26年6月・平成26年8月～平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
140	7,050 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
141	3,240 円	令和2年3月31日	平成27年9月～平成27年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
142	1,620 円	令和2年3月31日	平成27年12月～平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
143	4,060 円	令和2年3月31日	平成28年2月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
144	5,250 円	令和2年3月31日	平成23年8月～平成23年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
145	2,825 円	令和2年3月31日	平成28年2月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
146	4,102 円	令和2年3月31日	平成26年5月～平成26年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
147	2,635 円	令和2年3月31日	平成27年11月～平成27年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
148	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
149	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
150	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
151	5,791 円	令和2年3月31日	平成26年2月・平成26年4月～平成26年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事	由	備考
152	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
153	540 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
154	11,879 円	令和2年3月31日	平成27年12月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
155	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
156	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
157	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
158	540 円	令和2年3月31日	平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
159	3,240 円	令和2年3月31日	平成27年5月・平成27年7月 ・平成27年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
160	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
161	3,650 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
162	1,270 円	令和2年3月31日	平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
163	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
164	2,160 円	令和2年3月31日	平成27年9月～平成27年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
165	6,825 円	令和2年3月31日	平成25年7月～平成26年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
166	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
167	1,175 円	令和2年3月31日	平成27年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
168	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事	由	備考
169	2,321 円	令和2年3月31日	平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
170	3,249 円	令和2年3月31日	平成27年10月～平成27年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
171	2,709 円	令和2年3月31日	平成26年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
172	7,368 円	令和2年3月31日	平成27年10月～平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
173	8,030 円	令和2年3月31日	平成26年10月～平成27年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
174	1,050 円	令和2年3月31日	平成25年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
175	540 円	令和2年3月31日	平成27年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
176	3,780 円	令和2年3月31日	平成27年10月・平成27年12月～平成28年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
177	11,170 円	令和2年3月31日	平成27年7月～平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
178	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
179	1,285 円	令和2年3月31日	平成27年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
180	6,635 円	令和2年3月31日	平成27年11月～平成28年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
181	11,625 円	令和2年3月31日	平成27年4月～平成27年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
182	1,080 円	令和2年3月31日	平成28年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
183	1,080 円	令和2年3月31日	平成27年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
計	728,388 円					

債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 亀山市立医療センター使用料・手数料

担 当 部 署 医療センター 病院総務課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	8,716円	令和2年3月31日	平成23年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
2	4,930円	令和2年3月31日	平成23年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
3	2,630円	令和2年3月31日	平成23年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
4	2,440円	令和2年3月31日	平成23年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
5	4,940円	令和2年3月31日	平成23年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
6	2,930円	令和2年3月31日	平成23年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
7	2,130円	令和2年3月31日	平成23年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
8	4,930円	令和2年3月31日	平成23年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
9	2,630円	令和2年3月31日	平成23年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
10	2,440円	令和2年3月31日	平成23年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
11	4,930円	令和2年3月31日	平成23年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
12	2,630円	令和2年3月31日	平成23年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
13	2,440円	令和2年3月31日	平成23年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
14	4,930円	令和2年3月31日	平成23年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
15	2,630円	令和2年3月31日	平成23年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民

16	2,440円	令和2年3月31日	平成23年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
17	33,840円	令和2年3月31日	平成23年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
18	12,720円	令和2年3月31日	平成23年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
19	2,980円	令和2年3月31日	平成23年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
20	3,450円	令和2年3月31日	平成23年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
21	2,630円	令和2年3月31日	平成23年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
22	940円	令和2年3月31日	平成23年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
23	3,362円	令和2年3月31日	平成23年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
24	2,630円	令和2年3月31日	平成23年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
25	2,440円	令和2年3月31日	平成23年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
26	47,420円	令和2年3月31日	平成24年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
27	25,340円	令和2年3月31日	平成24年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	津市民
28	5,230円	令和2年3月31日	平成24年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
29	3,150円	令和2年3月31日	平成24年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
30	1,620円	令和2年3月31日	平成24年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
31	78,160円	令和2年3月31日	平成24年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	津市民
32	5,460円	令和2年3月31日	平成24年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民

33	2,630円	令和2年3月31日	平成24年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
34	1,910円	令和2年3月31日	平成24年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
35	65,510円	令和2年3月31日	平成24年3月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
36	4,930円	令和2年3月31日	平成24年3月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
37	2,630円	令和2年3月31日	平成24年3月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
38	2,440円	令和2年3月31日	平成24年3月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
39	2,890円	令和2年3月31日	平成24年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
40	4,890円	令和2年3月31日	平成24年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
41	2,220円	令和2年3月31日	平成24年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
42	4,890円	令和2年3月31日	平成24年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
43	2,590円	令和2年3月31日	平成24年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
44	2,520円	令和2年3月31日	平成24年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
45	2,590円	令和2年3月31日	平成24年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
46	2,520円	令和2年3月31日	平成24年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
47	10,000円	令和2年3月31日	平成24年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
48	10,000円	令和2年3月31日	平成24年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
49	10,500円	令和2年3月31日	平成24年11月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民

50	10,000円	令和2年3月31日	平成24年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
51	10,000円	令和2年3月31日	平成25年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
52	10,000円	令和2年3月31日	平成25年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
53	10,000円	令和2年3月31日	平成25年3月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
54	49,050円	令和2年3月31日	平成25年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
55	10,000円	令和2年3月31日	平成25年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
56	25,430円	令和2年3月31日	平成25年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	県外
57	3,150円	令和2年3月31日	平成25年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
58	3,150円	令和2年3月31日	平成25年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
59	19,460円	令和2年3月31日	平成25年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
60	10,000円	令和2年3月31日	平成25年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
61	900円	令和2年3月31日	平成25年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
62	8,400円	令和2年3月31日	平成25年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
63	10,000円	令和2年3月31日	平成25年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
64	660円	令和2年3月31日	平成25年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
65	5,030円	令和2年3月31日	平成25年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
66	1,360円	令和2年3月31日	平成25年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民

67	5,440円	令和2年3月31日	平成25年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
68	42,042円	令和2年3月31日	平成25年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
69	27,830円	令和2年3月31日	平成25年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
70	10,000円	令和2年3月31日	平成25年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
71	10,000円	令和2年3月31日	平成25年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
72	1,710円	令和2年3月31日	平成25年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
73	3,620円	令和2年3月31日	平成25年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
74	36,880円	令和2年3月31日	平成25年11月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
75	10,500円	令和2年3月31日	平成25年11月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
76	10,000円	令和2年3月31日	平成25年11月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
77	5,838円	令和2年3月31日	平成25年11月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	不明
78	112,350円	令和2年3月31日	平成25年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	県外
79	10,590円	令和2年3月31日	平成25年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
80	220円	令和2年3月31日	平成25年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
81	10,000円	令和2年3月31日	平成25年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
82	10,000円	令和2年3月31日	平成25年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
83	14,130円	令和2年3月31日	平成25年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民

84	8,053円	令和2年3月31日	平成25年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	鈴鹿市民
85	10,000円	令和2年3月31日	平成26年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
86	10,000円	令和2年3月31日	平成26年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
87	660円	令和2年3月31日	平成26年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
88	3,100円	令和2年3月31日	平成26年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
89	6,010円	令和2年3月31日	平成26年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
90	38,990円	令和2年3月31日	平成26年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
91	10,000円	令和2年3月31日	平成26年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
92	10,000円	令和2年3月31日	平成26年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
93	10,000円	令和2年3月31日	平成26年3月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
94	10,000円	令和2年3月31日	平成26年3月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
計	1,050,301円					